

愛媛県土木工事共通仕様書の主な改正概要

1. 全般（国土交通省版との整合）

- 1) 工事請負契約約款等の表現に合わせ 請負者⇒受注者 に変更
- 2) 適用基準書等の参照方法を制定年表示から最新改正年月表示に変更
- 3) 適用基準書等の改正年度の更新

2. 主な改正箇所

(1) 用語の定義

- 1) 緊急を要すべき事項等の伝達手法として「連絡」を新たに定義
- 2) 「工事着手」の定義に工場製作を含めるよう変更

(2) 工事書類の簡素化に関する改正（県独自）

条文	1-1-1-4 施工計画書
内容	・ 施工計画書の作成を省略できる範囲を拡大（50万円未満⇒500万円未満） ・ 変更施工計画書の作成が必要な範囲を明確化（重要な変更にはまる内容を追記）

(3) コリンズへの登録

条文	1-1-1-5 工事实績データ作成、登録
内容	・ 完成時の登録期限を「土曜日、日曜日、祝日等を除き」10日以内に変更 ・ 変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない旨を明記

(4) 排ガス対策型建設機械の規定を細分化

条文	1-1-1-30 環境対策
内容	・ 排出ガス対策型建設機械の規定を一般工事用とトンネル抗内作業用に分けて記載に変更

(5) 通行許可の確認

条文	1-1-1-32 交通安全管理
内容	・ 受注者は車両制限令の規定に関する道路管理者の許可だけでなく、必要がある場合は道路交通法施行令に関する道路交通法第57条に基づく許可を確認することを追記

(6) 契約書第29条（不可抗力による損害）における設計図書で基準を定めたもの

条文	1-1-1-39 不可抗力による損害
内容	・ 河川沿いの施設の出水による損害について、河川の警戒水位以上から河川のはん濫注意水位に文言の変更

(7) 木製工事看板の使用（県独自）

条文	1-1-1-46 木製工事用バリケード等
内容	・ 木製バリケード及び木製工事用看板の原則使用について、公共土木施設災害復旧事業（国庫負担法）を除く旨を追記

(8) 道路土工における構造部取付部の規定を追加

条文	1-2-4-1 一般事項
内容	・道路土工盛土工指針の改定に伴い、構造物取付部の締固めに関する記述を新たに追加

(9) レディーミクストコンクリートの使用に関する規定の変更

条文	1-3-3-3 配合、1-3-6-4 打設
内容	・JIS マーク表示認証製品を製造している工場が製造するJIS マークの表示されないレディーミクストコンクリートを使用する場合は受注者が配合試験に臨場することを規定。 ・JIS マークが表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる旨を追加。 ・コンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならないことを新たに規定。

(10) 鉄筋工 エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長に関する記述を追加

条文	1-3-7-5 重ね継手
内容	・エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11 土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。

(11) 工事材料の品質確認

条文	
内容	・JIS マーク表示がされている材料・製品等については、JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

(12) 出来形数量の算出

条文	3-1-1-6 数量の算出
内容	・出来形数量の提出時期を「工事完成時まで」と明記。

(13) 緊急時の体制及び対応（県独自）

条文	3-1-1-10 工事中の安全確保 4. 緊急時の体制及び対応
内容	・工事着手前に緊急時の体制及び対応を作成し、監督員に提出することをあらたに規定。

(14) プレテンション桁製作工（購入工）

条文	3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工） 適用規定
内容	・プレストレス時のコンクリート圧縮強度が「35N/mm ² 」から「30N/mm ² 」に変更（道路橋示方書と整合）

(15) ポストテンション桁製作工

条文	3-2-3-13 ポストテンション桁製作工 4. グラウトの施工
内容	1) グラウトの材齢28日における圧縮強度は「20 N/mm ² 」から「30 N/mm ² 」に変更（道路橋示方書と整合） 2) グラウトの配合「膨張率0.5%以下」から「体積変化率±0.5%の範囲内」に変更（道路橋示方書との整合）

(16) 根固めブロック

条文	3-2-3-17 根固めブロック工
内容	・根固めブロック製作に係るコンクリート打設に関する規定を追加。

(17) かごマット工

条文	3-2-3-32 かごマット工
内容	・かごマット工の施工に関する規定を新規追加。 ・上記に伴い、多自然型護岸工の項目からかごマットに関する部分を削除

(18) 基礎工

条文	3-2-4-5 場所打杭工 1. 試験杭、12. 鉄筋かごの組立
内容	1) 既成杭工における試験杭の施工を、本設の杭と別に施工することもありうることから表現の修正 2) 場所打ち杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては「形状保持等のための溶接を行ってはならない」旨を記載

(19) 一般舗装工

条文	3-2-6-3 アスファルト舗装の材料
内容	・ごく小規模な工事の定義を国の規定に併せて変更 施工面積 1,000m ² ⇒総使用量 500 t 未満あるいは施工面積 2,000m ² 未満

3. その他

- ・交通量区分の表現の変更（「N3～N6 交通」）
- ・項目見出しの追加
- ・語尾の修正、表現の統一及び誤字の修正

4. 適用工事

平成26年7月1日以降公告又は入札通知する工事から適用